写

専　決　処　分　書

市道の管理瑕疵（かし）に係る損害賠償について、地方自治法第１８０条第１項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

１　賠償金額

３５０，０２９円

２　賠償の相手方

[redacted]

令和２年８月２１日

秦野市長　高　橋　昌　和

事故の概要

(1)　発生日時

令和元年１２月５日午後５時頃

(2)　発生場所

秦野市千村三丁目２４３番４１

(3)　事故の状況

[redacted]さんが上記場所の市道千村三丁目１４号線を歩行中、グレーチングの隙間に右足を落とし込み、負傷した。

(4)　本市の責任原因

市道の管理瑕疵（かし）

(5)　本市の責任割合

５０パーセント